

四 出致手借ノ改正

五 割増(遠近ニ拘ラズ)  
六 割増(遠近ニ拘ラズ)ノ支給スルコト  
七 出致地ニ達スルニ要スル時間ニ對シテ普通賃金及手借代ヲ支給スルコト

五、日曜日及祭日等ノ出勤ハ五割増ニスル事

六、退職手借ノ制定

一、一ヶ月前ハ三ヶ月前一ヶ月前以上三ヶ月前迄一ヶ月ヲ増ス毎二ヶ月ヲ加算 三ヶ月前以上一ヶ月前迄一ヶ月ヲ増ス毎三ヶ月ヲ加算 三ヶ月前以上一ヶ月前迄一ヶ月ヲ増ス毎三ヶ月ヲ加算 三ヶ月前以上一ヶ月前迄一ヶ月ヲ増ス

七、解雇手借ノ制定

日給一割日分及退職手借ヲ加算スルコト

八、休憩時間ノ制定

午後九時ヨリ十二時迄三時ヨリ五時ヨリ三十分間

九、兵隊手借ノ制定

生兵隊ニ對シテ一ヶ月前入営場合ハ十日前午後備召集ノ場合ハ一週内分

十、疾病及傷害手借ノ制定

一、一週療養全額及労働ニ得ル期間ニ對シテハ全額賃金ヲ支給スルコト  
二、醫師送送ハ本人ノ負担ナルベキコト

右三十一日正午迄ニ回答サレタシ

次 上

右及件(通)報候也

勞務第ニ七三號

大正十四年二月二十五日



警視總監 大田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

東京警備司令官 菊地 快之助 殿

社會局長 長谷 隆一郎 殿

東京地方裁判所 檢事 殿

大阪京神奈川兵庫愛知

各府縣知事 殿

14.2.27  
第712号

榮進社勞働會議ニ關スル件 (第一報)